

島根労働局発表

令和5年11月15日(水)

担

島根労働局労働基準部監督課

監督課長 濱崎 雄俊

監察監督官 森下 孝則

当

0852 - 31 - 1156

島根労働局長と島根運輸支局長が ベストプラクティス企業との意見交換を実施します ～「過重労働解消キャンペーン」の取組～

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等を防止することの重要性について、国民の皆さまの関心と理解を深めるため、「過重労働解消キャンペーン」など、さまざまな周知・啓発の取組を行っています。

島根労働局(局長 宮口 真二)では、同キャンペーンにおける取組の一環として、労働局長による「ベストプラクティス企業」(地域の中で、長時間労働の削減などに積極的に取り組んでいる企業)との意見交換を実施します。

今年度は、令和6年4月からの時間外労働の上限規制の適用開始(いわゆる「2024年問題」)が迫る中、労働時間短縮などに積極的に取り組んでいる貨物自動車運送事業者並びにその取引先企業(荷主企業)を対象に、中国運輸局島根運輸支局長と合同により、企業間の連携を含む取組状況等について意見交換を行います。

報道機関の皆さまのご協力を通じて、広く県民の方々に取組事例を紹介することで、県内における過重労働解消等に向けた機運の醸成を図ります。

島根労働局長・島根運輸支局長と ベストプラクティス企業との意見交換(概要)

- 日 時 令和5年11月29日(水)
13時30分から(所要1時間程度)
- 場 所 松江市向島町134番地10 松江地方合同庁舎5階
島根労働局専用大会議室
- 日 程 等 裏面のとおり

当日の意見交換の様子について、取材が可能です。

島根労働局長・島根運輸支局長とベストプラクティス企業との意見交換

- 1 日 時 令和5年11月29日(水)13時30分から(所要1時間程度)
 2 場 所 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階 島根労働局専用大会議室
 3 参加企業

	貨物自動車運送事業者	取引先企業(荷主企業)
名 称	山陰福山通運株式会社	積水成型工業株式会社 出雲工場
所 在 地	松江市東津田町1247	出雲市斐川町直江4002-2
代 表 者	代表取締役 八田弘明	工場長 中村真
設 立	1950年	1963年
事 業 内 容	貨物自動車運送事業	プラスチック製品製造業
従 業 員 数	約630名	約50名
労働時間短縮・企業間の連携などにおける主な取組内容	2024年問題 改革に向けたアクションプラン 1. 労働生産性の向上 2. 人材の確保・育成 3. 経営改善 4. 適正取引の推進(取引先企業との例)	貨物自動車運送事業者との取組事例 1. 荷に関する管理システムの導入 2. 荷に関する情報の事前提供 3. 出荷に合わせた生産・荷造りの改善 4. 運送業者との定期的な打合せ

- 4 出席者 島根労働局 : 島根労働局長 ほか
 中国運輸局島根運輸支局 : 島根運輸支局長 ほか
 山陰福山通運(株) : 取締役社長 ほか
 積水成型工業(株)出雲工場 : 工場長 ほか
- 5 趣旨目的 令和6年4月からの時間外労働の上限規制の適用開始(いわゆる「2024年問題」)が迫る中、労働時間短縮などに積極的に取り組んでいる貨物自動車運送事業者とその取引先企業(荷主企業)の代表者等と具体的な取組状況について意見交換を行い、これを県内の企業及び働く方々に広く紹介することで、過重労働解消等に向けた機運の醸成を図るものです。
- 6 お 願 い 取材を希望される報道機関の皆様におかれましては、**11月27日(月)17時まで**に、島根労働局労働基準部監督課あてにご連絡ください。

【参考】「過重労働解消キャンペーン」の主な取組内容(令和5年11月)

労働局長によるベストプラクティス企業(長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業並びにそれに協力する取引先企業等)との意見交換の実施<本プレスリリース関係>
 労使団体等に対する長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発の協力要請
 長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点監督の実施
 過重労働相談受付集中週間(11月1日~7日)、専用ダイヤル(11月3日)の実施
 「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)の実施

【参考】過労死等防止対策推進シンポジウム

(日時) 令和5年11月21日(火)13:30~15:30
 (会場) 松江市学園南1丁目2-1 くにびきメッセ 多目的ホール



スマートフォンでQRコードを読み込んでいただくと、参加申込が可能です。